男女共同参画社会の将来像検討会報告書 (素案)

目 次

1		はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2		我が国の経済社会の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 現状と環境変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		長期にわたった経済活動の低迷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		グローバル化・情報化に伴う競争激化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		少子・高齢化と家族形態の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		地域社会の変化と治安の悪化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		不安の高まり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 将来像の展望に当たって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		持続的経済成長達成の懸念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		男女共同参画社会形成の障壁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3		男女共同参画社会の将来像・2020年の望ましい男女共同参画	
		:会の姿 ····································	10
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2) 働く場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
)家庭	19
) 地域・その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(5) 地球社会への貢献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4		総合的な取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(1) 国内本部機構の組織・機能などの拡充・強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(2) 国、地方公共団体、NGO間の連携・協力の強化 ····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

男女共同参画社会の将来像検討会報告書(素案)

平成 16 年 4 月 23 日

1 はじめに

本検討会の趣旨

- ・男女共同参画社会の具体的なイメージの提示
- ・30%の数値が示されている2020年頃(平成30年代前半)を一応の目標(1985年の男女雇用機会均等法制定後2020年までのほぼ中間年である現時点で見通し作業)

留意点

・社会環境や構造の急速な変化、民間活力の一層の活用が見込まれる中で、 将来を見通すことは極めて困難

2 我が国の経済社会の現状と課題

(1) 現状と環境変化

長期にわたった経済活動の低迷

日本経済は、バブル崩壊後 10 数年の間、本格的な景気回復に至ることなく低迷を続けているが、最近は企業収益の改善や設備投資の増加等、企業部門を中心に前向きの動きが見られる。

バブル崩壊後、企業や金融機関における資産や負債の圧縮行動や、長期 化するデフレが一貫して実体経済に対する下押し圧力となっている。景気 回復期も存在したが、家計等の民間部門を拡大させて本格回復に導くまで には及ばず、賃金・所得水準や、個人消費は厳しい状態が続いている。低 金利が続く中で、金融の量的緩和政策は強化されている。

完全失業率は 90 年代前半までは 2%台と先進国でも低水準だったが、 その後上昇し、2003 年 5.4%、2004 年 5.3%と現行統計開始以来最悪の水 準となっている。中高年の失業問題が若年・中堅層まで拡大してきており、 若年失業(15~24歳)と長期失業(失業期間1年以上)が増加している。

政府は、90年代の経済低迷に対応して、度重なる経済対策を措置し、政府支出を拡大してきた。その結果、90年代以降財政赤字が拡大し、財政状況は先進国の中で最悪の水準にある。国・地方の借金(長期債務)残高政の合計は2002年度末には、約700兆円、名目GDP比で140%に達している。また、毎年のフローの財政収支でも、過去の借金の利払い費を考慮しないプライマリーバランスでも赤字を計上し続ける厳しい状況にある。

人口構成の高齢化とともに世帯所得の格差はわずかに拡大傾向にあり、 消費の格差は所得格差と同程度か、それ以上に拡大している。時間の経過 とともに所得階層を移動する度合いは、ここ 10数年低下傾向で、所得階 層が固定化する兆しを見せている。

特に男女共同参画の観点では、雇用環境の悪化が女性に大きな影響を及ぼしている。

- ・女性の労働力率(15 歳以上人口に占める労働力人口の割合)は48.3%と、6 年連続で低下している。今日なお、我が国の女性の年齢階級別就業状況は30 歳代前半で低下するいわゆるM 字型カーブを描いており、諸外国の逆 U 字型とは異なる形状のままである。M字型カーブの底である30~34 歳層の労働力率の左側の山である25~29 歳層の労働力率ともに、上昇しており、20歳代、30歳代若年女性の労働力率が高まっている。結婚・出産後も就業を継続したいと考え、実際に継続している女性は増えているが、一方、結婚や出産を理由にやむなく退職する女性も多い。
- ・ 若者の職業観では男女問わず正社員が望ましいとする者が多いが、学卒 者のうち進学も就職もしていない者の割合は高卒、大卒とも女性が男性 を上回っている。
- ・2003年の女性雇用者数は2,177万人で、雇用者総数に占める女性の割合は40.8%である。完全失業率は2004年2月現在、男子5.4%、女子4.5%と女性の方が低く、女性の雇用は前年比約16万人増加しているが、女性は短時間雇用者数の増加が全体の増加に寄与している。昭和60年に28.4%だった女性のパート・アルバイト比率は平成14年には39.8%に急増している。現在、企業が正社員の雇用、とりわけ新卒採用を抑制していることなどから、特に女性において非正社員傾向が強い。正社員としての採用を希望していたが正社員の雇用機会が得られないため、非正社員として就業している者も多い。
- ・ 雇用形態の多様化は進んでいるが、正社員間でも国際的にみて男女間賃 金格差が大きく、加えて、パートタイム労働に女性が多く就いているこ とが、男女間の収入格差をより拡大させている。
- ・ 1週間の就業時間を年齢階級別にみると、男性の 20 歳代後半から 40 歳代では長時間就業者が多く、なかでも子育て期の 30 歳代の就業時間 は最も長くなっている(特に 25~34 歳、35 歳~44 歳で顕著)。一方、30 歳代の女性は、短時間就業者割合と長時間就業者割合が同程度となっており、就業時間の二極化が見られる。
- ・ 最近は、新たな就業形態として、女性起業家を始め、自営が就業の一つ の選択肢として注目されている。女性の起業年齢は20歳代から40歳 代まで広い層に渡り、起業前歴が主婦やパート等多岐にわたっているこ とから、子育て後の再就業段階における有力な選択肢となる。しかし、

一般に、女性は男性に比べ企業における管理、財務的業務の経験等が少ない場合が多いことから、起業に際して様々な面で困難を感じている女性が多い。業歴が短い段階では、男性よりも女性の方が融資を断られる割合が高いというデータもある。自己の裁量で働くことができるとされているが、実際は創業時や企業の成長に伴って長時間働くことが必要となるケースも多い。

グローバル化・情報化に伴う競争激化

(グローバル化)

90年代以降東西の冷戦が終結し、市場経済に参入、関与する国家・人口が急増し、世界的な市場競争激化している。もの、かね、ひと、情報などのグローバル化により各国様々な変化が生じている。

- 欧州連合のような国家を超えたリージョナリズムや、あるいはグローバル化への反動として、ナショナリズムの台頭やローカルな主張もある。
- ・ 東アジア諸国・メキシコ等との FTA も推進され、もの、人資金等の流 通移動が期待される。観光立国に向け訪日外国人旅行者が倍増を目指す 計画が策定されている。
- 通貨危機は発生したが、東アジア諸国は順調な経済発展を達成しており、 労働力を活用した軽工業のみならず、ハイテク産業においても、中国、 東アジアは高い競争力を持つようになってきている。特に中国の成長は 目覚しく巨大な市場としても注目されている。
- ・ 労働条件の国際的調和を図っていく必要があるが、いくつかの条約が未 批准で、条件が悪い状態が続いている。

(情報化)

我が国においても、情報通信(ICT)化が急速に進展してきており、パソコン、携帯電話、インターネットなどは急速に普及している。特に移動通信の分野は世界一の水準、一方、インターネットの普及率や電子取引などには、やや遅れている状況となっている。この情報通信化は、情報通信機器やソフト・サービスの発達、通信インフラの拡充をもたらし、市場競争をさらに激化させている。

ICT 関連の急速な進展・普及は、設備投資、個人消費、輸出などの需要面からも日本経済に様々な影響を与えている。しかし、経済全体の生産性の上昇、企業経営の効率化といった面ではアメリカほど大きな効果を挙げず、情報通信機器やインターネットが普及する中で、知識集約産業が日本経済活性化の担い手となっており、企業の競争力の源泉も、知識、情報や

アイディアの役割が大きくなる時代へと変化している。これらの経営資源の担い手として女性の活用が重要となる。就業形態としても、自宅にいながら、家庭生活との両立を図りつつ、自分のペースで働くことが可能な形態として在宅ワークやSOHOが注目されている。在宅ワークに従事する者は女性が7割を占めるというデータもある。しかし、単純・定型的作業従事者が多く、報酬の設定の主導権は発注者側にあり、実際の収入も女性は男性に比べて低い層に多く分布している。

少子・高齢化と家族形態の変化

日本の合計特殊出生率は、2002 年 1.32 と人口置換水準である 2.08 を大きく下回る水準となっている。2020 年には 1.38(低位推計では 1.11)になると予測されている。

日本の人口は、2006 年の 1 億 2774 万人をピークに以後減少し、2020年に 1 億 2411 万人、2050年には 1 億 59万人になると推計されている。65歳以上人口の割合は、2000年 17.4%から 2025年 28.7%,2050年 35.7%と大きく増加すると予測されているように、日本の高齢化は、スピードが速く、また高水準である(低位推計では、2004年が人口のピークで、2020年 1 億 2161万人、2050年 9203万人)。

- ・ OECD各国データを見ると、女性の労働力率が高い国は合計特殊出生 率も高い傾向にある。
- ・生産年齢人口が増え豊富な労働力が供給される人口ボーナス期から、生産年齢人口が急速に減り、老年人口が増える時期(人口オーナス期)に移行中である(一方、東南アジアなどは人口ボーナス期)。同様に高齢化も進行しており、老年人口比率は、2002年には18.5%、2025年には28.7%、2050年には35.7%と先進国で最も高い水準になると予測されている。

単独世帯、夫婦のみ世帯が増加するなど世帯規模の縮小が継続するとともに、都市部への人口が集中し、小家族化が進展した。このことは、性別役割分担意識とあいまって、女性の家庭経営の負担感を過重にするとともに、地方社会を弱体化させる面があった。このような中で結婚・出産退職や夫の転勤により無業主婦となり、地域とのつながりが乏しいまま子どもを抱えて地域社会から孤立している女性も見られる。65歳以上の高齢者の約15%は要介護・要支援であり、その7割が女性であるなど介護する側もされる側も女性が多い

「共稼ぎ」世帯数は「片稼ぎ」世帯数を既に上回っている。自営業も含めれば、「共稼ぎ」世帯数は過半数を大きく上回る。

地域社会の変化と治安の悪化

経済成長や都市化の進展に伴い、個人の職場、家庭、地域等への帰属意識が多様化している。

- ・ これまでのような職場、家庭等との単線的、垂直的な関係だけではなく、 様々な組織とのつながりを持ち、さらにそれらのネットワーク化が進む などの変化が生じている。
 - ・ 高齢者が友人、近所の人や親戚と会ったり出掛けたりする頻度をみると、 女性の方が他人との付合いが活発であり、かつ、男女の差は拡大してき ている。都市部で食事を一緒にしたり、相談をするなど比較的深い付き 合いが少なくなっている。職業別では自営・家族従業者で近所付き合い の程度は比較的密接である一方、雇用者では、全般的に無職の者よりも 近所付き合いの程度が希薄になっている。個人が社会と孤立・隔絶した 存在になるおそれもある。
 - ・ NPO は地域経済に密着し活性化させる役割を担い、女性の取組が生かされており、女性スタッフも多い。新たな雇用の受け皿として今後期待できるが、法人格を取得したNPO法人でも、有給スタッフを有する団体は約5割で、考え方の違う有給のスタッフと無給のボランティアが同じ団体で同じ活動を行っている。有給スタッフの平均賃金は低く、男女間で賃金格差が存在する。家計を支えていない女性の収入は家計の補助程度で、就業調整も行われている。

地方の経済状態は厳しい状態が続いているが、「自助と自立の精神」の下、人材や歴史といった多様な資源を生かし、知恵と工夫で地域の魅力・個性を発揮する必要がある。現在、地域再生本部が地域経済の活性化、地域雇用の創造提案を受け付けているが、コミュニティ・サービス事業の活性化、農山村、漁村の振興など、女性が重要な担い手と考えられる分野での提案が多く寄せられている。女性は支え手としても、アイディアの源泉としても注目される。また、科学技術の振興が重要性を増しており、女性の自然科学系学部への進学推進の必要性が指摘されている。

刑法犯の認知件数は過去 10 年間で約 100 万人増加し、平成 14 年の一般 刑法犯認知件数は 285 万件と戦後最高を記録している。外国人の犯罪や、 少年犯罪の凶悪化が見られる一方、検挙率は低下して約 2 0 %となってい る。国民の意識上も 4 割以上の国民が犯罪被害に遭遇する不安を感じてお り、地域社会の連帯意識の弱体化等これまで犯罪抑止の役割を果たしてき た社会の機能が失われつつあることが指摘されている。

また、女性に対する暴力という観点から見ても、強姦や強制わいせつの 認知件数が増加している。配偶者間における殺人、傷害、暴行の刑法犯被 害者の9割以上が女性である。

不安の高まり

バブル崩壊後の長期にわたる経済停滞に加えて、各分野における新たな 社会問題を解決できず、先行き不安や閉塞感が生じている。

- ・離婚件数及び離婚率は、増加の一途をたどっており、近年、母子世帯数が急増している。母子世帯、父子世帯ともに一般世帯より所得が低いが、特に母子世帯で著しく、8割が「生活が苦しい」との意識を持っている。
- ・ 雇用や失業リスクに関する不安が高まっている。
- ・ 老後の不安として、高齢者の夫婦のみの世帯、単独世帯の割合が増加しており、特に女性では配偶者がいない割合が 50%を上回っている。
- ・ 子育てにおいても、育児に自信がないなど様々な不安が生じている(有職者の女性よりも専業主婦のほうが不安の割合が高い)。

(2) 将来像の展望にあたって

持続的経済成長達成の懸念

人口の減少が経済成長率の足を引っ張るリスクが想定される。

- ・ 国内就業者数は 6500 万 9000 人と 97 年の前回調査より、3%減、就業者数の減少は 1956 年の調査開始以来始めてとなった(2002 年の就業構造基本 調査)。2020 年頃の男女の労働力人口を推計すると、団塊ジュニア世代(45 歳から 49 歳)が圧倒的に多数を占め、特にその世代以降の若年労働力人口が減少
- ・人口増加率と経済成長率との間には緩やかな正の相関関係があり、人口増加率は一国の経済成長率を決定する上で重要な一要因だが、資本ストックや技術水準、人的資本等の他の経済の諸条件も同様に重要である。また、一人当たりの経済成長率でみれば人口増加率は関係ない。就業者数の増加率が鈍化・減少するほど、労働生産性の上昇率が高まる傾向があり、資本装備率の上昇のほか、効率的な生産方法や技術進歩の促進、人的資本の向上等がもたらす全要素生産性の上昇が期待できる。
- ・ 労働力の減少の影響を緩和するために、女性や高齢者の就業を促進することが必要であり、女性の年齢別労働力率にみられるM 字型カーブは、 潜在的労働力率を加えると、ほぼ解消し、今後の労働力人口の減少はある程度相殺可能である。
- ・ 高齢化は国民貯蓄率の低下をもたらすため、資本ストックの蓄積が阻害 され、経済成長率が低下する恐れがあり、国内の貯蓄不足を海外からの

資本流入で補完するために、日本を海外にとって投資魅力の高い国にしていく必要がある。

高齢化・人口減少社会では、研究開発投資の活性化を通じた技術革新、 教育投資を通じた人的資本の向上労働生産性を高め、海外からの投資受け 入れによって良質な資本ストックを蓄積することが基本戦略となる。

将来の、年金、介護、失業給付や医療費などの負担が増大し、国民負担率(=国民所得に対する社会保障負担率と租税負担率の合計)が上昇、経済成長の足かせとなる懸念がある。OECD 諸国のクロスカントリー・データをみると、潜在的国民負担率が高い国ほど経済成長率が低い傾向にある。公的部門の持続可能性と経済活力を維持するためには、国民負担率が過度な水準とならないようにすることが不可欠である。

男性も女性も就業の選択肢が拡大し、均等な待遇が得られれば、労働供給の拡大を通じて経済全体の発展につながり、少子高齢化による生産年齢人口の減少の影響を少なくする。また、結果として財政・社会保障制度の持続可能性の増大にも寄与する。

今後の経済成長の要因としては、知識やアイディアによる生産性の向上が重要となるが、これらについては、女性が重要な担い手として注目されており、女性の社会における活躍がますます必要となる。

経済成長の要因として、信頼、互恵、規範、ネットワークなどの人間関係・社会関係に関する目に見えない資本 (ソーシャル・キャピタル)の重要性が指摘されている。

この考え方に従えば、人々のネットワークを通じて新しいビジネスが生み出され、-働く喜びや健康増進など、一見非経済的と見える要因が経済にも影響を及ぼすことになる。政策対応としても、社会政策の他に、教育、雇用、年金、新技術の活用、NPOに関する政策などさまざまな政策が考え得る。これらの政策は男女共同参画政策としてこれまで掲げてきた政策と密接に関係しており、男女共同参画社会の形成が、ソーシャル・キャピタルの形成を通じて日本経済活性化に寄与することが考えられる。

経済の低迷が長期化し、高齢化が進展すると、所得格差の拡大・階層の固定化が起こるリスクが増大する。こうした状況が継続した場合、低位にある人々のやる気が削がれる危険性がある。社会の活力となる「やる気」を失ってしまう社会階層の二極化、固定化は避けなければならない。人々のインセンティブを高めていくためには「努力が報われる」仕組みが必要で、その大前提として、誰にも公平な機会が与えられ、いつからでも再挑戦のできる、やり直しのきく社会が形成されなければならない。

男女共同参画社会形成の障壁

性別による固定的な役割分担意識の根強い存在

- ・親が子に求める最終学歴を四年制大学とする割合は男子では6 割強であるが女子では4 割強となっており、意識に差が見られる。 高校生の将来の職業に関する意識調査では、将来なりたい職業が「ある」
 - 高校生の将来の職業に関する意識調査では、将来なりたい職業が「ある」としたのは男子で6 割弱、女子で8 割と女子の方が意識が高くなっている。仕事の内容については、保育士・幼稚園教諭、看護師、美容師などが上位を占めており、従来女性が就くことが多かった職業のイメージが女子の職業選択に影響を与えていると思われる。
- ・父親・母親ともに約半数が「仕事と家事・育児を同等に重視したい」と 希望しているが、現実には父親は「どちらかといえば仕事優先」、母親は 「どちらかといえば家事・育児優先」となっている傾向にある。

仕事と子育ての両立困難と男性の長時間労働・低い地域への参加

- ・女性の労働力人口の増加、特定の地域における保育需要の急増を背景に 25,000 人以上の児童が待機している状況にある。
- ・男性の育児休業取得率は極端に低い。また、子育て期の男性の多くは労働時間が長く、育児に参加する時間が少ない。
- ・ 未就学児を持つ父親の平均的な帰宅時間は 20 時で、19 時から 23 時の間に帰宅する割合が約 70%となっている。未就学児を持つ母親の平均帰宅時間は 16.1 時となっている。
- ・厳しい経済状態と性別役割分担意識とがあいまって、男性は長時間労働で育児に参加できず、女性は就業継続を希望していても妊娠や出産で退職を余儀なくされる構造が固定化され、むしろ労働時間の強化や賃金の切り下げによる生活の厳しさによって役割分担が強化されるリスクがある。

限定的な就業形態

- ・女性のパートタイム入職割合は、年齢とともに増加し、出産・育児後は 非正規雇用の選択をせざるを得ない者も多い。男女ともに非正社員比率 が上昇しているが、特に女性で顕著である。
- ・なお、最近は、新たな就業形態として、女性起業家を始め、自営が就業の一つの選択肢として注目されている。女性の起業年齢は20代から40代まで広い層に渡り、起業前歴が主婦やパート等である者も多いことから、子育て後の再就業段階における有力な選択肢となる。

処遇における男女格差の存在

・ 雇用形態の多様化は進んでいるが、正社員でも男女間賃金格差は、男

性を 100 とした時に女性は 66.8 と、国際的にみて格差が大きい。また、パートタイム労働者の賃金が一般労働者の賃金に比べて低いことが多く、そのようなパートタイム労働に女性が多く就いていることが、男女間の収入格差を拡大させている。子育て後の再就職も大半がパートタイム形態で、パートタイム等から正社員に転換することは困難であり、男女間、女性間の賃金の格差が広がっており、今後企業が労働コスト圧縮のため非正規社員化を進める可能性を考えると、この傾向がさらに促進される可能性がある。

・ 就業形態が多様化しても待遇格差が固定化すれば、例えば夫婦でも高 収入カップルと、低収入カップルに分化し、格差が拡大するリスクあ り。

能力開発における男女間格差の存在(P)

- ・大学(学部)への進学率は、男性が47%、女性が34%、大学院への進学率は男性が13%、女性が6%、短期大学(本科)への進学率は男性が2%、女性は15%である。専攻分野別に見ると、女性は人文科学が3割近くを占める一方、工学などの自然科学系は少ない。社会科学系高等教育卒業者に占める女性の割合をみても、OECD 各国は概ね男性より女性のほうが高いが、日本の女性は31%と最低水準となっている。
- ・女性が専門性の高い業務に就くことが少ない。大学、大学院卒の女性(25歳から64歳)の労働力率は、アメリカ、イギリス、ドイツなど先進各国では80%以上であるが、一方、日本は60%強(25~64歳)となっている。大卒女性の潜在的有業率は高い水準を維持しているが、実際の有業率は40歳以上でも高卒女性の有業率までは上昇せず、再就職する年齢層の有業率は学歴との逆相関が見られる。
- ・ 能力開発における男女差が変わらなければ、表面的に制度を均等化して も合理的な待遇格差が発生し、男女格差が固定化されるおそれがある。 ライフスタイルに中立でない制度
- ・ 税制・社会保障制度・雇用・就業に関する制度・慣行については、性別 役割分担を前提にしたものや、それ自体は性別による区別を意識してい なくても、これまでに述べたような障壁を反映して、実質的に男女で中 立的に機能しないものも多い。以前は、男性雇用者と無業の妻からなる 「片稼ぎ」が主流で、賃金制度も女性の就業に関する選択に非中立的に 働いた。税制や社会保障制度も世帯単位の制度体系として、この雇用慣 行を補完し一定の整合性を有していたため、これら制度が固定的な性別 役割分担意識を補強している側面があった。しかし、知識集約産業化が 進み、女性が社会に進出している現状においては、これらの制度が個人

のライフスタイルに関する選択に非中立的に働き就業意欲を阻害する こと、また、男女間の賃金格差の原因となること等の問題点の方がむし ろ大きくなっている。

・ 我が国は男女平等を特に実現しないで発展してきた国であり、開発援助において男女共同参画の分野の優先順位が低いのもそこに起因していると指摘(OECD(1995年度)「日本の開発協力政策及び計画に関する審査報告書」)されている。

結果として日本が魅力のない国に

- ・2003年の女性の活用度については、75か国中69位であり、多くの女性が海外や外資系企業に就職している状況である(世界経済フォーラム調査)。
- 3 男女共同参画社会の将来像 2020年の望ましい男女共同参画社会の姿 (可能ならばさらに先の姿を提示) -

基本的考え方

将来の我が国が目指すべき社会は、活力があり、品格がある持続可能な社会であるとともに国際社会への積極的な貢献を行う社会である。

男女共同参画社会の形成とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」であり、我が国が目指すべき社会を実現するにあたっては男女共同参画社会の形成が不可欠である。

男女共同参画社会基本法では、以下の5つの基本理念を定めている。

- ・ 男女の人権の尊重:男女共同参画の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- ・ 社会における制度又は慣行についての配慮:男女共同参画社会の形成に当たっては、 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- ・ 政策等の立案及び決定への共同参画:男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対 等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方

針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- ・ 家庭生活における活動と他の活動の両立:男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- ・ 国際的協調:男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を 有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ なければならない。
- (6) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

【取組の重要性及び必要性】

女性が男性とともに政策・方針決定過程に参画し、共に責任も分かち合うことは、先進的な民主主義社会における当然の要請

我が国の女性の政策・方針決定過程への参画の状況は近年進みつつあるものの、未だ十分な水準には達しておらず、更なる進展が求められている。

特に、国や地方公共団体に関しては、あらゆる分野における政策・方針決定 過程への女性の参画の促進に当たって、率先垂範することにより他の分野にお ける女性の参画を牽引していくことが求められている。また、行政分野につい ては、行政施策の対象の半分は女性であり、また、同様に施策の影響を受ける ことから、女性の参画を拡大していくことが重要である。

<u>女性の政策・方針決定過程への参画拡大で多様性が確保され、問題解決能力が向上</u>

我が国は、戦後、終身雇用、年功序列といった画一的雇用制度により高度経済成長を達成し、世界第二位の経済大国にまで成長した。男性中心に組織された画一的な社会は、先進国追随型、前例踏襲型の経済成長が可能であった時代においては、合理性、優位性があった。しかし、経済社会環境の変化に対する迅速可能な対応が求められる時代においては、多様かつ新たな価値観、発想を生みにくいという問題がある。今後、我が国をめぐる国際競争はこれまで以上に激化が予想される。これらに対応して、豊かな21世紀を切り開いていくためには、多様な考えを生かしていくことが求められており、女性の政策・方針決定過程への参画の拡大が重要である。

また、企業と社会の相乗発展を図る新しい経営のあり方として、男女の人権尊重、女性の登用をはじめ、法令順守、環境保全などの社会的責任(CSR)が重視されている。国際規格化への動きも加速する中で、CSR に消極的な企業は国際的な市場から取り残される懸念もある。

我が国では、性別にかかわらず個人を処遇する企業は女性比率も高く経営成績も良好といえる。

今後、少子高齢化の進展、国際競争の激化等に伴い、いかなる組織において も更なる発展のためには、性別による固定的役割分担意識によって、女性の意 欲と能力を埋もれさせたままにしておくことはできなくなる。

様々な、問題解決能力が求められている厳しい経済社会状況の下では、性別にかかわらず、多様な個性と能力を持つ人材が政策・方針決定過程に携わることができる状況を作り出すことが必要である。それにより、問題解決能力が向上し、組織の活力化にもつながる。

【取組の方向】

2020年には社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるように取り組む。

・特に国家公務部門においては、女性の採用・登用を積極的に進め、政策・方 針決定過程への女性の参画が進んだ組織の模範例となって、その他の分野に おける取組を牽引していくことが必要である。

ロールモデルの提供、助言や支援体制の整備、支援機関の連携によって、 女性のチャレンジがごく自然で男性並の一般的なものとなるよう取り組む。 あらゆる組織において、政策・方針決定過程への共同参画を進めるために、 現状や改善すべき点について、定期的に把握・分析しながら、計画的に取組 を進めることが必要である。諸外国の例も参考としつつ、各機関や団体にお いて、分野に応じた適切なポジティブ・アクション(積極的改善措置)に自 主的に取り組むことが必要となる。

【取組を進めた場合の 2020 年の姿】

有識者アンケート調査の結果では、2020年頃の日本人の持っている意識・行動様式について、多様性を認め合う意識が高まり、性別等にかかわらず様々な場で活躍することが自然と考えるものが85%以上を占める。また、政策・方針決定過程に女性が増えて、男女共同参画が進みやすく、生活者の視点がより反映されるとともに、組織・社会全体が活性化し、国際的な評価も高まると考えるものが多い。

女性の働き方や公務部門、民間企業の受け入れ方も大きく変化

2020 年には、男女雇用機会均等法制定以後に就職した世代が 55 歳前後にまで達しており、女性の働き方や公務部門、民間企業の受けいれ方も大きく変わっている。女性や男性ということに関わらず能力の正当な評価が実行されない

と、人材の活用、確保、さらには、業績や成果の向上にも支障が生じることが 十分認識されることによって、分野に応じた適切なポジティブ・アクションの 取組が促進され、現状では男性が大部分を占めている分野や組織も 2020 年ごろ までには 3 割程度以上女性が占めるようになる。また、女性の管理職も当然の こととなり、現在の欧米先進国並み以上の比率となるとともに、女性の大企業 (おおむね上場企業)の役員などの経営層に占める割合も現在の欧米先進国並 みの水準(2ケタ程度)を視野に入れた範囲となっているものと想定される。

経済社会における重要な組織の管理的な立場に、女性が多数参画すれば、その組織に女性が働く上の障害、課題について、様々な改善・工夫がなされ、問題解決につながり、これまでは、男性と同様の仕事が与えられなかった女性、出産・育児で退職した女性などの能力が発揮され、優秀な人材が集まりやすくなるので、豊富な人材の下に、組織・社会全体が活性化する。

今後、国、地方公共団体で女性の政策・方針決定過程への参画を推進するための取組が強力に進められていくとともに、組織の業績や成果の向上に資することが認識されることによって、企業における取組も進んでいく。他方、現在は、医師、弁護士等難関ではあるが試験によって男性と同じ資格を得られ、自身の能力で働くことができる職を女性が志望する傾向も強く、それらの職への女性の参画は企業等以上に進むことが考えられる。また、自治会、PTA、老人会等地域における様々な活動はこれまで主に女性により担われている実態を踏まえると、本来会長等トップを含めた方針決定過程に参画していることが自然である。このように、社会の様々な分野への女性の参画が進み、女性が能力を発揮していくことによって、地方議会等への女性の参画も増加していくことと思われる。

多様な人材の活用による変化への対応力に優れた柔軟な社会への転換

以上のような変化の結果、我が国社会は、これまでの男性中心の画一的な社会から、性別にかかわらず、多様な個性と能力を持つ人材が様々な立場から政策・方針決定過程に参画し、多様な価値観、発想を持った変化への対応力に優れた柔軟な社会へと変貌を遂げている。

政策・方針決定過程に多様な価値観、発想を持った人材が参画することで、これまでにない新たな発想の創出や広範な意見を踏まえたより適切な政策・方針決定が期待される。また、政策・方針決定過程への男女共同参画に取り組むことにより、その組織・社会に意欲と能力のある人材が集まるとともに、人材へのより積極的な投資が行われ、更に、組織・社会のイメージの上昇にもつながるなど、その組織・社会の活性化、利益の向上に資する。

我が国における男女共同参画の進展が国際的にも評価される結果、男女共同

参画の観点からの国際的な地位が高まり、国際社会や国際交渉などの場を通じて、信頼性や親近感が増す効果もあろう。

(7) 働場

【重要性及び必要性】

<u>性別により差別されることなく能力を発揮できるとともに、家庭等個人の</u> 生活とバランスの取れた働き方の実現

働く場は生活の糧を得る場として重要なだけでなく、働くことによって達成感が得られ、自己実現の場として重要な役割を担う。したがって、男女が、性別により差別されることなく、個人の選択に応じて能力を最大限発揮できるとともに、家庭などの個人生活とのバランスが取れた働き方を実現することが、社会の活力を維持・向上させるためにも重要である。

そのためには、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保とともに、個人の価値観、ライフスタイル等に応じて、多様かつ柔軟な働き方を選択することができ、かつ、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されなければならない。

<u>生産年齢人口が減少する中で、労働力人口の維持には女性の労働力率の上</u> 昇が期待されている

生産年齢人口は、2020年にかけて2000年の8,655万人から7,445万人に減少していくと予測されており、日本経済の活力を維持・向上していくためには、女性の能力を活用していくことが不可欠の状況となっている。

たとえば、現在の女性の労働力率が横ばいのままであれば、2020年には 労働力人口は約740万人減少し、1980年代の数字となる。女性の労働力率が6 割程度に上昇すると2000年頃の労働力人口を維持することが可能となる。 わが国の女性、特に子育て期以降の潜在労働力率と実際の労働力率の間には乖離があり、就労を希望しながら働けない女性もいるため、これらの女性に働く 場が与えられることが望まれる。

経済のグローバル化、国際競争の激化への対応

経済のグローバル化が進み、国際競争が激化している現状では、経済面での 改革を行い、公正な競争を確保する施策を推進することが必要になる。雇用者 の平均年齢の高まりもあって、今後、企業内賃金体系は、年齢・勤続年数に大 きく依存した年功序列型の賃金体系から、能力、成果を重視する賃金体系に変 化するとともに、年齢・勤続年数を重ねても賃金はさほど上昇せずフラット化 していくことが予想される。このことは、一人だけでは家族を長期にわたって、 ゆとりをもって扶養するだけの賃金が得られない可能性が高まっていることを示しており、夫婦共稼ぎで家計を支える選択をする世帯が増えることも考えられる。これまでの推移をみても、2020年には、共稼ぎ世帯が一層増加することは確実と考えられる。

また、能力主義の進展は企業が能力ある女性を男性と同様に活用することにつながる。

多様な価値観と知識集約産業化の進展

日本の戦後から高度成長期にかけては、豊かな生活を実現するという共通した価値観の下で、消費においては家電「3種の神器」の飛躍的な普及など大量生産、大量消費の社会であった。この過程で、都市部に人口が集中し核家族化が進展した。このような社会においては、男性は年功序列・終身雇用型の雇用者として家庭外で雇用労働に集中し、女性が専業主婦としてもっぱら家事・育児を担ってきた。このような性別役割分担を前提に、様々な制度・慣行が形成され、この下で人材活用を行うことによってもたらされる画一的な発想・価値による企業運営が、企業の成長にとって最も有効で効率的だった。

しかし、現在は、経済成長が鈍化するとともに、消費者のニーズも多様化・ 複雑化してきている。こうした経済・社会状況の変化に対応するためには、従 来の仕組みのままでは新たな価値観・発想が生まれにくく、国際競争力を低下 させていることが指摘されており、社会・組織の多様化が求められている。

また、IT化の進展、国内生産の低迷や工場の海外移転の加速などを反映し、製造業の就業者数は減少傾向にあり、サービス産業化が進行している。そのなかでも先端的な知識集約産業が日本経済活性化の担い手として成長しつつある。知識集約産業では知恵やアイディアが企業活性化の源泉であり、知恵の担い手として女性が重要な役割を果たすと考えられる。

また、これまで世帯の構成について手厚い配慮がなされていた税制、社会保障制度、雇用・就業に関する制度・慣行については、知識集約産業化や就業形態の多様化に対応できていない。就業に関する選択の中立性の確保は、個人の選択の機会の拡大とともに、家庭、企業、国、各レベルでの豊かさにつながる鍵であり、個人単位の制度とすることが必要である。

起業、NPO等の広がりによる可能性の拡大

女性の活躍の場としては、雇用者としてのみならず、起業やNPO等の多様な形態に関心が高まっている。起業等自体で雇用が創出されることに加え、新たな産業を活性化させることで、更に雇用を生み出すことが期待されている。

こうした場で女性の活躍の場を確保する必要がある。

また、インターネットが普及する中で、就業形態としても、自宅に居ながら、家庭生活との両立を図りつつ、自分のペースで働くことが可能な形態として在宅ワークやSOHOといった形態に従事する女性も多く出ている。今後も情報通信技術が発達し、就業形態の幅も広がり、多くの女性がその担い手となることが見込まれる。

【取組の方向】

男女が働く場において、性別にかかわりなく能力を発揮できる実質的な男女均等を実現するためには、性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用管理の 実現を図るとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件を確保していくことが基本的な方向となる。

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇を実質的に確保 男女雇用機会均等法の履行の確保

女性労働者の能力発揮のためのポジティブ・アクション

特に均等法施行前の世代においてなかなか解消していない、過去の雇用管理の経緯から生じている格差を縮小するため、この世代層に対してはポジティブ・アクションについて特段の配慮がなされるべきであろう。

多様な就業形態を選択でき、働きに応じた処遇の実現

- ・ 短時間正社員の導入を促進し、育児・介護以外に拡大。フルタイム正社員と の転換も可能とする。
- ・ 多様就業型ワークシェアリングの推進
- ・ 様々な就業形態間の処遇の均衡の推進
- ・ 転職や子育て後の再就職を希望する者への支援 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
- ・ 女性農業者の社会参画・経営参画の促進、農業経営における役割の適正な 評価、経営上の位置づけの明確化
- ・起業、SOHO、NPO支援

仕事と家庭が両立できる環境整備

女性の社会進出が進んでいる中で、出産退職による機会費用の高さが子供を持てない原因の一つとなっている現状では、保育サービスの充実、育児休業の取得促進等、両立支援策を充実する方向で雇用環境を整備することが必要。両立支援策による女性の社会進出支援と少子化対策を同時に進めることにより少子化対策の実効性を上げる事にもつながる。

・ 仕事と子育ての両立支援策の充実(実質的に男女問わず育児休業等支援策を 利用できるように)例えば、

育児休業制度の見直し、取得目標の設定。看護休暇制度。小学校就学の始期 までの勤務時間短縮等の措置、が挙げられる。

自営業者の仕事と子育ての両立については、実態があまり明らかになっていない。自営業を営む者も、休日保育も含め、容易に保育サービスを受けることができることが期待される。また、復帰後の仕事の確保が重要である。

長時間労働の是正(特に子育て期)

年金・税制等 社会制度・慣行の中立化

・ セーフティネットの充実(年金、失業保険等)

【取組を進めた場合の2020年の姿】

(男女ともに能力を最大限発揮でき、日本経済が活性化、閉塞状況の打開、多様な選択の実現)

有識者アンケート調査の結果では、転職市場の整備、短時間正社員やパートなど多様な雇用形態が一般化し、起業やテレワーク等の新たな形態が普及すると見込んでいる者が多い。また、結婚や出産を契機にした退職が減少するとの予測が大半だが、女性の中でも継続就業希望者が増加している現状を反映したといえる。一方で、正社員、パート間など、労働形態間の均等待遇の実現については、否定的な意見が多く、子育て後の再就職機会の確保や子育て期男性の労働時間削減・子育てへの更なる参加についても意見が分かれている。

これらのことを参考に、2020年の姿を示すと以下の通りとなる。

<u>性別に関わらず能力を発揮できる環境整備が進めば、組織が効率的に運営</u>され、組織・社会が活性化

- ・公正・透明な賃金制度の整備や人事評価制度が確立すれば、賃金をはじめとした格差の是正と働く意欲の向上による組織・社会の活性化が期待できる。 採用、登用での男女間の格差が縮小されることも女性の能力向上にもつながり、組織が活性化される。
- ・企業の社会的責任が重視され、性別にかかわらず能力を発揮できる環境整備は、投資判断や取引先の企業の判断などの材料としても用いられる。組織の活性化ともあいまって、働きやすい職業環境の実現、女性の登用、セクシュアル・ハラスメントの防止、ファミリー・フレンドリーな職場環境の実現が進む。ただ、ポジティブ・アクションの必要性は残る。

・65歳まで働ける場を用意する企業が多くなり、能力に応じて年齢にかかわりなく働くことが可能な社会となる。

雇用形態が多様化し働き方の選択肢が拡大。その際、就業形態間の自由な 移動や働きに応じた処遇の実現に努め、子育て後の再就職の機会を確保するこ とが重要

- ・個人の働き方への希望が多様化していく中で、その意欲と能力を最大限に発揮できるよう、正社員・パートタイム等の雇用形態が多様になり、柔軟な働き方の選択が拡大し、子育てや家庭等個人の生活とのバランスが取れた働き方ができるようになる。
- ・就業形態の多様化は望ましい方向だが、正規・非正規社員の階層化が生じて、 女性と男性の職務分離を助長したり低賃金の補助的業務や不安定雇用に女性 を固定化することのないように留意すべきである。また、雇用や社会保障制 度をはじめとしたセーフティネットの構築が不可欠である。

起業、NPO活動等様々な場が広がり男女の能力が発揮できるようになる 経済の活性化、雇用の創出等には起業やNPO等さまざまな場が重要な役割を占める。これらの活動の多様性を確保し、事業環境を整備することが男 女の能力発揮や経済活性化につながる。

- ・情報通信技術(ユビキタスネットワーク)の発達等により、テレワーク、地域に分散した事業所での勤務形態が広がり、従事者も増加する。
- ・農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画が促進される。

農業・農村を支える女性農業者について、農業経営における役割が適正に評価されるとともに、担い手として明確に位置づけられ、意欲と能力を発揮し、一層活躍していくことが期待される。また、女性起業活動の高度化や女性のネットワーク活動が進み、農業経営の多角化及び地域社会・経済の活性化に大きく貢献することが期待される。

・事業に失敗した場合も再チャレンジが容易になる。

両立支援策が整備されれば、子育て期にも能力を発揮できるようになる

- ・両立支援策が整備され、有給休暇や育児休業が男女とも取得しやすい職場環境になれば、それは女性の継続的な就業を可能にするとともに,家庭生活の満足度を高め,さらには少子・高齢化への対応策ともなる。
- ・労働時間の短縮が進めば、男女間での育児・介護を含む家事労働の分担の公平化をもたらす方向にも強く働くという相乗効果が期待される。それによって,親子・夫婦間などの家族の結びつきは,経済的な必要性よりも,より精

神的なものに重点が置かれるようになる。

上記の取組が進展すれば、共稼ぎは、収入減のリスクを回避できる形態として合理性が高まる。収入が増加することは、結果として社会保障制度の持続可能性の増大につながる。

(8) 家庭

【重要性及び必要性】

家族の安らぎの場、子どもが育つ場としての家庭

家庭は、家族の安らぎの場であるとともに、家族が愛情によるきずなを深め、 子どもが人に対する基本的な信頼感や善悪の判断、自立心などを身につけて いく場として重要である。

国連も家族の重要性を指摘しており、「国際家族年」のスローガンとして「Building the smallest democracy at the heart of society」(家族から始まる小さなデモクラシー)とうたわれているように、一人一人が尊重されることが家族の絆の前提となっている。

男女共同参画社会の形成は、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として行わなければならない。(男女共同参画社会基本法第6条)」ものであり、男女が互いに尊重し合い、協力し合うことによってきずなの強い家族をつくろうとするものである。

<u>少子・高齢化が進展する中、家庭生活と仕事等の両立等男女共同参画の視</u> 点は、次世代育成の観点からも不可欠

少子・高齢化が進展する中、家庭生活と仕事等とを両立できるようにすることは、経済・社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子どもを生み、育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要であり、次世代育成の観点からも、男女共同参画の視点は必要不可欠である。

国際的に見ると、OECD諸国では女性の労働力率が高い国は合計特殊出生率も高い傾向にある。我が国は、女性の労働力率と出生率がともに低い水準にとどまっているが、その一つの要因として、仕事と子育ての両立が困難な状況が子どもを持つことを躊躇させていることが考えられる。

従って、仕事と子育ての両立支援に関する施策を充実させることにより、 女性の労働力率が高まるとともに、出生率を回復することにつながるものと 期待できる。

また、2020年にかけて、共稼ぎ世帯が増加するとともに、単身世帯、 高齢者世帯が増加していくことが予想されている。現在は共稼ぎ世帯におい ても妻が家事・育児・介護を主体に担っているが、労働時間の短縮、家事の 外部化を促進しつつ、夫婦が共に運営に参加し、責任を果たしていく家庭が 求められ、そのような家庭が広がっていくことが望まれると思われる。

生活と仕事のバランスのとれた生き方の実現が望まれている

また、男女共同参画社会は、家庭等個人の生活と仕事のバランスのとれた生き方を目指すものである。現在は、性別による固定的役割分担等を背景として、男女ともに、個人生活と仕事とのバランスを欠いている状況である。

・家事・育児・介護の女性の負担は大きく、子育で期の女性の働いていない理由をみると「育児の負担が大きいから」とするものが最も多くなっている。夫婦の生活時間を見ても、妻の就業状況に関わらず男性の家事・育児時間は短く、国際的に見ても、男性の育児時間の短さは顕著となっている。男性も仕事と家庭の両立志向は強く、仕事と家庭の両立を望む男性は少なくないが、長時間労働を強いる労働慣行が、男性の家庭や育児等への参画を阻んでいる。このように、家族・家計を支えるために長時間労働や休日労働を余儀なくされる片働きの男性、長時間労働を前提とした職場で働き、家事・育児の負担をより多く担わなければならない共稼ぎの女性、長時間労働の男性を夫とし、家事・育児・介護の全てを1人で担わなければならず、子育てに不安を募らせる専業主婦等の状況が伺われる。男女共同参画の実現によるバランスの取れた生き方の実現が不可欠となっている。

高齢期も生き甲斐を持って健康に過ごすことが重要

高齢期においても、性別にかかわらず、健康で生き生きとした生活を送ることが重要である。平均寿命が延びた結果、夫の定年後に夫婦で過ごす期間は、昭和50年から平成14年で比べると13.3年から18.9年と大幅に伸びており、今後も伸びていくことが予想される。

高齢者に占める女性の割合は高く、65歳以上では60%弱、85歳以上では70%を上回っている。要介護者の7割は女性である一方、在宅の要介護者の等の7割以上は女性が介護しているなど、老老介護も目立ってきている。

また、寿命の延長により、一人の人生の中でも結婚していたり、独身であったり、多様な経験をすることとなる。高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代とともに、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえることが、長くなる高齢期を生き甲斐をもっ

て過ごすためにも、社会が活力を保つためにも重要である。

家庭における暴力への対応の重要性

配偶者からの暴力、児童虐待などの家庭における暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題である。これまで我が国の家庭における暴力は潜在しており、社会の理解も不十分で個人的問題として矮小化されることもあったが、家庭における暴力は多くの人々にかかわる社会問題である。配偶者からの暴力は、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として対処すべきである。また、児童虐待に関しては、性的虐待も含めてその防止に努め、すべての児童の健全な心身の成長、自立を促していくことが重要である。

【取組の方向】

- ・ 家庭のあり方に対しては、政府が直接介入するものではないが、仕事と子育ての両立支援策を強力に実施するとともに、「夫が働き、妻が専業主婦」という世帯が減少していくことが予想される中で、家庭を適切に支援していくことが求められる。
- ・ 子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を持つものであるが、家族 の小規模化、地域社会の変化など、子育てを巡る環境が大きく変化している こと、また、次代の担い手を育成する観点からも、子育てを社会全体で支援 する取組を一層充実させる必要がある。

仕事と家庭が両立できる環境整備(再掲)

子育て支援の拡充

- ・ 地域における子育て支援の充実(市町村における子育て支援サービスの推進、ファミリー・サポート・センターの充実、幼稚園における子育て支援の充実、将来親となる世代が子どもや家庭を知り、子どもとともに育つ機会の充実、地域の高齢者やNPOによる多様な子育て支援サービスの充実及び世代間交流の推進 等)
- ・ 生活環境の整備(子育て世帯向けの良質な住宅環境の整備、都市部における職住近接の良質な住宅の供給、子育てバリアフリーの推進 等)

高齢者の社会参画促進、介護体制の整備

- ・ ボランティア活動、学習活動を通じた社会参画の促進
- ・ 高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援
- ・ 高齢者の自立を容易にする社会全体のバリアフリー化の推進 等
- ・ 介護保険制度の着実な実施、介護予防・生活支援等

家庭内における暴力への対策の推進

配偶者からの暴力に対する社会的認識の徹底等の基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害の保護が適切に行われるよう各種施策を推進する。また、児童虐待を防止するため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じる。

【取組を進めた場合の2020年の姿】

(男性の参画で家庭が活性化、子育で・教育力の回復)

有識者アンケート調査の結果では、結婚後一生涯専業主婦でいる女性の減少及び家庭における安らぎの重視を見込んでいる者が多い。また、技術、サービスについては、全自動洗濯乾燥機、食器洗浄乾燥機、ネットワークによる料金支払い、商品購入等については一般的な利用を予想しており、技術・サービスの進展による家事時間の減少等は実現すると見込んでいる者が多数となっている。

一方で、男性の育児休業取得、男性の家事・育児参画等の実現には否定的な意見が多く、中でも、現在子育で中の世代である均等法第一世代では男性の育児休業取得の実現に否定的な意見が8割を超えており、現状の取得の困難さを反映したものと思われる。

男性の家庭への参画が促進され家庭が活性化、子育て・教育力が回復

・長時間労働の解消が実現することで、男性の家庭への参画が容易になり、家庭が活性化する。男性が子育て・子どもの教育に関わることができるようになり、家庭における子育て・教育力が向上する。

<u>子どもと多く関わることができる社会が実現</u>

・仕事と子育ての両立支援策の充実や、様々な保育サービスの提供、育児休業 や年休取得率の向上、男性の子育てへの参画、地域の子育て支援や活動の場 づくりなどが推進されていくことによって、家庭、社会と子どもの関わりが 増えるとともに、子どもの健全な育成について社会全体で責任を持つ意識も 浸透し、子育て・子育ちしやすい社会になる。

両立支援の充実により出生率が回復

・仕事と子育ての両立支援策が充実することで、女性の労働力率が高まるとと もに、出生率の回復につながることが期待され、次代を担う子どもを健全に育 んでいくことができる持続可能な社会が実現する。

見失っている喜び・価値の再発見とともに現在の男女が抱える問題が解消

・男性の家事・育児等への参画や女性の仕事・地域社会への参画等により見失っていた喜び・価値が再発見される。また、現役世代から地域や家庭活動に関わることで、男性が退職後に生き甲斐を失うことなく生き生きと生活できるようになる、家族と社会全体で子育てを支えていくことで専業主婦の育児不安が緩和するなど現在の男女が抱える様々な問題が解消することが可能になる。

<u>男女共同参画社会を支える様々な技術、サービスが発展</u>

- ・ 科学技術の進展は、新産業の創出や健康の増進、家事の軽減、高齢者等の活動範囲の拡大など生活に大きな可能性をもたらす。食器洗い乾燥機なども普及が進んでおり、2020年頃までにはアルツハイマー病の治療、介護や家事を支援するロボットの開発も予測されている。(文部科学省政策科学技術研究所科学技術動向研究センター「技術予測調査」)
- ・ また、いつでも誰でもどこでも使える情報通信技術(ユビキタスネットワーク)は、情報格差を解消し、どんな場所でも仕事ができ、様々なサービスを使うことができるなど仕事や家庭に大きく寄与する。
- ・ 働き方や暮らし方の多様化に合わせて、家事代行、食事・食材の出前・宅配 サービスなど様々なサービスが提供されるようになる。
- ・ このような、様々な技術、サービスの発展は、人々の生活、社会に変化をも たらし、男女共同参画社会の形成を促進、加速することが期待される。

<u>生き甲斐をもって過ごすことができる高齢期</u>

- ・男女特有の疾病に関する研究、医療の充実、バリアフリー化、歩行の支援等の技術が進歩することによって、高齢者の健康が増進するとともに、現役世代から様々な活動へ関わり、高齢期も意欲に応じて社会参画をすることが促進されていくことで、豊かな老後が実現するとともに、社会も活性化する。
- ・介護保険制度や介護サービスの利用における成年後見制度の利用を通じて、 介護を福祉サービスとして社会が負担し、家族の介護等の問題も軽減してい く。

家庭における暴力への対応の充実

・配偶者からの暴力、児童虐待などの家庭における暴力は人権侵害であるとの 社会的認識がさらに高まるとともに、家庭、地域、社会が相互に協力・連携し て、配偶者からの暴力、児童虐待を防止、保護・支援するための対策が充実し、 安心して暮らすことができる社会が実現する。

(9) 地域 その他

【重要性及び必要性】

<u>生涯を通じ、生き方の変化に応じて様々な分野に活躍できる地域社会の実</u>現が望まれている

地域社会においても、誰もが自らの意欲と能力によって自分の未来を切り開き、夢や志を実現することが可能であることが信じることができる社会の実現が求められている。男女ともに、生涯を通じて生き方の変化に応じて様々な分野で活動し、豊かさを感じられる生活を実現できる柔軟で活力のある社会にしていくことが重要である。

高齢世帯、単身世帯の増加、地方分権の推進などにより地域活動の重要性 が高まる

少子・高齢化、世帯規模の縮小の進展による高齢世帯、単身世帯の増加等により、地域、コミュニティの住民による相互扶助の役割が重視されること、また、地方分権、広域行政化が進む中、地域住民が自主的に取り組む自治会等地域コミュニティの活動の重要性が増し、人々がその仕事や様々な経験を地域社会の中でも活かすことが期待されている。

現在は、自治会、PTA活動等多彩な地域活動を女性主体で担い、支えているが、役員等方針決定過程への参画は非常に少ない状況となっている。

今後は、国民一人一人が身近な地域活動への参加の機会が増えることが期待されており、男女がともに参画できる条件整備を進め、地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待される。

男女共同参画を実現する上での教育の重要性

男女共同参画社会の実現のためには、国民一人一人が男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが不可欠である。一人一人が主体的に人生を選択していく力をつけるため、生涯にわたって教育・学習することが大切であり、またそのような教育・学習の機会が提供されることが必要である。 性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女共同参画についての意識 を有するよう、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女共 同参画を推進する教育・学習の充実を図ることが不可欠である。

<u>少子・高齢化の進行等に対応するためには、教育成果が生かされる社会の</u> 実現が不可欠

少子・高齢化の進展や、産業構造の変化等に対応するためには、男女が個人の主体的な選択によって資質・能力の向上を図り、それによって、社会全体にとっても、利益となることが重要である。現在、男女の進学状況や専攻分野に違いがある状況であり、また、女性が仕事と家庭を二者択一せざるを得ず、結婚や出産を機に退職する女性が多数に上るなど、過去の教育成果が必ずしも社会に生かされておらず、このことは、本人だけでなく、社会にとっても大きな損失である。これらの状況を解消し、職業生活と結婚・出産等の家庭生活を両立できるようにするための環境整備を行うことが重要である。

男女ともに個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、 生涯学習の振興が重要である。近年、社会・経済の変化に対応するための新 しい知識や技術を絶えず習得することが必要となっており、生涯学習の必要 性は高まっている。現在は、生涯学習における学習成果が必ずしも社会に十 分還元されている状況ではないが、今後、生涯にわたり多様な学習機会が確 保され、学習の成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成の促進が必要 である。

社会・組織の多様化が求められる中で、個人の能力を十分に活かすためには、知識・技能だけでなく、コミュニケーション能力の向上が必要とされる。

【取組の方向】

地域における男女共同参画のための調査研究、情報提供 ボランティア活動等の支援

コーディネーター育成のための支援

地域活動を希望している人に、希望を聞きながら活動の提案や情報提供を 行うコーディネーターを養成するための支援を行う。

男女共同参画センター等地域活動の拠点への支援

男女共同参画を推進する教育の充実

女性の多様なキャリア形成に対する支援、進路指導の充実、企業・大学・ 高校間の連携の充実

学校教育においては、ロールモデルを提示することなどにより、キャリア 形成を支援する。 ・進路指導の充実、ロールモデルの提示、職業イメージの明確化等のための 企業・大学・高校間の連携の充実、女子学生の大学での学びと、職業や生 き方を繋ぐ、教育の充実、男女共同参画センター等による女性のキャリア 形成支援の推進等

職場以外における男性のコミュニケーション能力向上のための支援 奨学金の充実等教育費への支援

専門的大学院の充実

リカレント教育の充実

- ・短期大学、専修学校専門課程等から大学への編入学の受け入れ、大学等に おける社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、公開講座の実施等大学 等の生涯学習機能の充実及び高等学校における開放講座の充実
- ・通信制教育の充実、情報技術を活用した遠隔教育等の導入等多様な形態の リカレント教育の推進
- ・大学院におけるリカレント教育の充実
- ・リカレント教育の積極的な評価 高等教育教員への女性の参画の促進

【取組を進めた場合の2020年の姿】

男女共同参画で地域機能が回復

- ・ 地域の課題について自らも役割を果たしつつ、解決できるよう、男女ともに 住民が学習、情報取得、意見交換できるような生き方、働き方ができるよう になることによって、ボランティア、NPO活動等が盛んになり、地域が活 性化する。
- ・ また、地縁を中心とした活動から、志を同じくする者の縁(NPO等含む) や趣味を同じくするものの縁の活動が増えていくことが予想され、生き甲斐 の創出、地域社会への貢献につながっていくと考えられる。

<u>多様な選択が可能で、いつでも学び、能力を高め、発揮することができる</u> 社会の実現

・ 資格取得を目指す人が増加するほか、職業を持つ社会人が大学等で再び学習して、高度で専門的な知識・能力を一層高めるようになる。また、リカレント教育の整備によって、育児等のために就業を中断し、再チャレンジを希望する女性が、知識・能力を高め、様々な分野に活躍できるようになる。

高齢者の生き甲斐と地域の活性化

・ 高齢期が長くなることによって、高齢男女が地域で活躍する機会が増加し、 高齢者が生き甲斐を持って生活できるようになるとともに、高齢者が培って きた経験、能力、技術が地域で活かされるようになる。

教育成果が生かされる社会の実現

- ・男女共同参画を推進する教育の実現により、大学(学部)、大学院などの卒業者数の男女格差、性別による専攻分野の偏り等が少なくなり、性別に関わらず、社会のあらゆる分野に豊富な人材が提供されるようになる。
- ・ なお、有識者アンケートでも、大学等の卒業者の男女格差の解消、専攻分野 の男女差の解消、リカレント教育の一般化等について多くの者が肯定的だっ た。

(10) 地球社会への貢献

【取組の重要性及び必要性】

我が国の男女共同参画社会への取組は国連等の国際機関や諸外国の動向と 連携

男女共同参画社会の形成への取組は、国内だけにとどまるものではなく、過去から、国際的な枠組みの中で、国連等の国際機関や諸外国と連携して取り組んできたものである。

1995年に北京で開催された第四回世界女性会議では「ジェンダー主流化」が強調された。これは、あらゆるレベルにおける、政策及び計画に女性の視点を組み込んで立案、実施、監視する考え方である。2000年に開催された国連ミレニアムサミットにおいては、持続可能な開発のために、男女平等及び女性のエンパワーメントを推進することに重点が置かれた。

こうした状況の下で、当該国政府が開発の促進や国民の福祉向上を目指して努力するなどの「良い統治」(グッドガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力支援、「人間の安全保障」及び平和構築に向けた支援がますます重要となっている。

我が国の男女共同参画への積極的な取組は国際貢献の向上に直結

以上のような我が国の課題は、開発途上国における男女共同参画に関する課題と不可分である。我が国がこれらに積極的に取り組むことは、開発途上国を支援し、我が国の国際貢献を高めると同時に、我が国の安全及び繁栄の確保に資するものである。

【取組の方向】

国際規範、基準の国内への取り入れ・浸透

内閣府が総合調整機能を発揮し、国際的規範・基準に対する基本的な方針を

明確にし、これを踏まえた取組を進める。男女共同参画に関連の深い未締結の 条約に関する検討を行うとともに、締結が困難である場合においてもその趣旨 をできる限り我が国施策に取り入れるよう努力することが望まれている。

国際会議において、女性及び男女共同参画に関する識見を有する者の参画を 推進する。

男女共同参画の視点に立った政府開発援助の推進

新しい政府開発援助大綱に見られる男女共同参画の視点を政府開発援助に 関する中期政策、国別援助計画等に反映させる。

すべての分野において男女共同参画を推進するようなイニシアティブの策 定を図る。

案件の計画等に当たって、適切な調査機関の設定、専門家の配置等により、 男女双方に及ぼす影響に関する調査を強化していく。

我が国の男女共同参画の推進に関する取組の積極的な発信

国内外から我が国の男女共同参画や政府開発援助についての理解を得るために、様々な手段を用いた広報が必要である。

【取組を進めた場合の2020年の姿】

女性に関する諸問題に対する国際的な取組は、女性の地位向上、女性を不利にしている社会的制度・慣行・構造を変革すべきという考え方を中心に進展してきた。我が国はそうした国際的な動向と連動しつつ、女性、男性の双方が対等な立場で、社会的利益等を享受するとともに責任を持つ男女共同参画社会の形成について法律に明記した。こうした基本法を中心とした取組が、諸外国から評価され、進展していく姿が想定できる。

4 総合的な取組の推進

(1)国内本部機構の組織・機能等の拡充・強化

男女共同参画会議の機能を最大限発揮し、政府の施策の実施状況の監視 や政府の施策が及ぼす影響の調査等を通じて、男女共同参画社会の形成が 加速されるようにすることが重要。

(2)国、地方公共団体、NGO間の連携・協力の強化